

經濟論叢

第110卷 第5号

哀 辭

故松井 清教授遺影および原稿

産業コンツェルン	堀 江 英 一	1
創業利得と利益留保	高 寺 貞 男	27
不生産的階級と生存競争の組織化	池 上 惇	41
GMにおける予想制度と基準価格制度の形成	小 野 秀 生	57
個人的消費と労働力再生産の社会的性格	成 瀬 龍 夫	78

記 事

松井教授逝く

追悼講演（吉信 肅・森下二次也・山岡亮一）

追憶談（田畑茂二郎・杉本昭七・関下 稔・鈴木 明）

故松井 清教授略歴・著作目録

昭和47年11月

京 都 大 學 經 濟 學 會

不生産的階級と生存競争の組織化

——科学的財政学の基礎理論——

池 上 惇

I は じ め に

古典派経済学が「安価な政府」論とよばれる形で財政学の基礎理論を展開したとき、ひとつの重要な前提がおかれていた。それは、所有の基礎に小生産者の労働をおき、労働にもとづく所有によって市民的自由の物質的基礎を理論づけた、ということである¹⁾。この立場を前提するかぎり、国家の経済的基礎としての租税等の徴収は独立した小生産者の所有権の侵害であり、しかも、自由競争の秩序を維持するためには、公権力による租税の徴収は必要悪であり、「安価な政府」が要求されることに一応はならざるをえないのである。

公権力はここでは営業の自由と自由競争にとって一応は外的なものであり、「権力的収入の典型としての租税は、私有財産権をその基礎にもっている。自由な私有財産制の社会と徴税権力は矛盾する。したがって租税の本質論は、これまで租税と私有財産との矛盾を調停する調和論の形で発展した。」²⁾のであった。

従来の財政学体系は、そのもっとも発展した形態では、この調和論の背後にかくされている矛盾に着目し、この矛盾を財政学展開の出発点としてきたといってもよいであろう。

1) 「従属ほど人間を腐敗させるものはなく、しかしこれに反して、独立は人々の正直をさらに増進するのである。商工業の樹立はこの独立をもたらすのであって犯罪を防止する最善の治政である」A. Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow*, 高島善哉, 水田洋訳「グラスゴウ大学講義」日本評論社, 1947年, 315ページ参照。

2) 島恭彦「財政学概論」岩波書店, 1963年, 81-82ページ。

小論が問題にするのは、独立した市民、または営業の自由、自由競争と、この社会秩序を維持すべき国家権力との明確な矛盾が、より根本的な所有関係である資本主義的所有関係といかにかわり、どのようにして、その表現形式となっているのかを考察することである。この問題を提起するのは、資本対賃労働、資本相互の競争の大規模化につれて、「安価な政府」は必然的に「高価な政府」に転化せざるをえないという従来の財政理論の到達点をさらに深め、発展させる必要からであった。というのは、この転化は歴史的傾向としては誰もがみとめざるをえないのであるが、「高価な政府」の資本蓄積や社会発展にあたる影響という点になると政府部門の「生産性」や「不生産性」の議論と必然的にかかわってくるし、政府部門の経済学的本質にかかわるこの論議を避けて通ったのでは、「高価な政府」の本質がそもそもあきらかにならないからである。古典経済学はこの点ではきわめて明快に、国家権力の本質を不生産的階級として、すなわち、彼らの消費によっては、社会に新しい富をもたらせないものとして描きだしている。彼らの反対者であるマルサスとその思想的伝統を引きつぐケインズ経済学もこの点ではスミスと反対の立場からきわめて明快に、国家の経済的役割は、不生産的階級の消費によって社会に有効需要を提供し、資本主義的商品生産と雇用関係を発展させる要因として描きだしている。

科学的財政学は、ここで、政府や国家権力の経済的本質について、古典学派の科学性を継承しつつ、しかも、「高価な政府」の現実をふまえて理論化をはからざるをえないのであるが、財政学のこの原点にたちもどる作業は困難に満ちているといって過言ではない。その原因は、「不生産的階級」論にたちいると、経済学上の「生産的労働」論に踏みこまねばならないだけでなく、交通労働、商業労働、公務労働など、従来の論争のジャングルに立ち入らねばならない³⁾。加えて、概念上の区分を明確化したとして、現実の公務労働をさまざま

3) 金子ハルオ「生産的労働と国民所得」第1章、補章「生産的労働論争の批判的総括」をみよ。ここで氏は、国民所得を生産する生産的労働の規定は、社会的総資本の再生産過程の観点から把握されねばならず、理論的には、生産的労働の本源的規定と資本主義的規定との二つの規定を統一したものでなければならないと主張されている。

に区分してみても、どれだけ厳密な分析が可能かは疑わしい。これらの事情が、財政学の立場から不生産的階級論の厳密な検討をためらわせた理由であったように思われる。たしかに、経済理論上の生産的労働論から問題に接近したとしても、国家権力という独自の質をとりあつかう以上、この質を反映する形での「不生産的」か、どうかの議論を抜きにしては、単なる経済的機能の分類におわりかねない危険をはらんでいる。

そこで小論では、「不生産的階級」論を、スミスを土台として検討するにあたって、国家権力の質を資本主義的所有に関連させることによって、スミスの「矛盾」から理論的に一步を踏みだそうと試みたのである。スミスは、自己の労働にもとづく所有を前提し、自由競争と営業の自由を擁護する国家を前提した。ここでは、所有論は、あくまで、小所有、商品生産の所有法則——それも不完全な形での——が基礎にある。しかし、「他人の不払労働に対する支配を本質とし、等価交換と平等な契約を形式とする資本主義的所有」と、「他人の不払労働に対する支配を合法化することを本質とし、営業の自由と自由競争を擁護することを形式とする資本主義国家」を基礎として「不生産的階級」の理論を展開するならば、そこではスミスとは異なる新しい基礎理論が展開されるのではあるまいか？ それが、独占段階を経て今日の国家独占資本主義にいたる財政理論の基礎を提供しうるのではないか？ 小論の関心はここに集中されている。

II 資本家の機能とその代行者の労働の「二重性」

「本源的には所有権は自己労働にもとづくかに見えた。少くともかかる仮定が必要とされた。当然のこととして、平等な権利を有する商品所有者たちのみ

4) 小論がこのような問題を展開するきっかけをあたえてくれたのは、経済学基礎理論研究所の国家独占資本主義研究会における森岡孝二氏の問題提起である。それは、国家的独占の概念は、独占的協定の概念とのかわりを抜きにしては論じえないのではないか、という疑問であり、この疑問にこたえるには、国家的独占の形態ではなく、その本質、他人の不払労働に対する支配権の問題に理論を展開せざるをえなかった。そこでこの視点を、財政の基礎理論にまでもどして展開したのが小論である。問題展開のきっかけをあたえていただいたことに対して厚く感謝したい。

が対立しあうのであって、他人の商品を取得する手段は自己商品の譲渡だけであり、しかも商品は労働によってのみ生産されうるものだからである。所有はいまや、資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として、労働者の側では自分自身の生産物を取得することの不可能性として、現象する。所有と労働との分離は、外観的にはそれらの同一性から生じた一法則の必然的結果となる。⁵⁾

マルクスが「商品生産の所有法則の資本制的取得法則への転変」と名づけたこの法則は、スミスの把握を大きくのりこえながら、しかも、他人の不払労働またはその生産物の取得が、自己の労働にもとづく所有、対等平等の契約と商取引の形態をとり、それと矛盾なく運動することを説明する。経済法則に即していえば、剰余価値の法則は、価値法則の土台の上で、それを担い手としてより確実に、急速に発展することができる。

この事実が前提された上で、資本主義国家が徴税権力を行使するとき、それは国家の経済的本質をどのようなものとして説明するであろうか？

多くの税制発達史が示しているように、資本主義国家は、一方においてブルジョアジーや地主の納税者の国家であったと同様に、当初から間接税における大衆課税傾向をもつことによって、他人の不払労働を直接に手に入れる機能をもつものであった⁶⁾。ここで直接にというわけは、剰余価値の法則にあっては労働力商品の価値どおりの売買という形式を通して不払労働の取得がおこなわれるのに対比して、不払労働が徴税権力を通じて直接に、(労働力商品の売買を媒介せずに)資本家の機能である私有財産擁護の形式＝行財政機構の維持経費に合体されるからである。

この点に着目するかぎりでは、自由競争と価値法則に対立するかにみえる徴税権力は、他人の不払労働に対する支配権を意味するかぎりにおいて最も赤羅

5) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, Dietz Verlag, S. 612 (青木文庫版, 第4分冊, 910ページ)

6) この大衆課税化傾向は本源的蓄積の過程と結びついて間接税による一般人民の生計の圧迫としてあらわれている。佐藤進「近代税制の成立過程」東大出版会, 1965年, 第1篇, イギリスにおける近代税制の成立を参照。

々な資本主義的所有の本質を露呈したものであるという評価をうけざるをえない。しかし、その本質は見失われやすい。というのは、資本主義社会以前の国家においては、土地所有の権力、経済的強制と結合していた貢租が、土地所有者としての領主の権力に属することは自明であり、権力の本質は透明であったにもかかわらず、資本主義国家においては、他人の不払労働に対する支配権としての資本主義的所有は、生産手段や生活手段に対する資本家的占有に属するものとしては工場や企業体の内部でしか、すくなくともその発生期の姿ではみることができず、行財政と住民に対する支配の点では、財産をもたない租税国家と資本家の機能を委託された不生産階級が住民と支配階級の間で介在するからである⁷⁾。この介在は不生産的階級の機能が支配階級の統治機能の延長上で彼らの機能の代行者として行動するかぎりでは、資本家階級の機能の一部分を租税を財源とする俸給によって雇用される不生産的階級が遂行するという本性を表現している。この本性が意味する経済的内容はなにか？それは、資本主義的所有の発展とどのようにかわるのか？資本主義国家が租税国家としてあらわれるという事実を念頭においた上で、改めて、このように問題をたてなければならぬ。

住民を統治するという資本家階級の機能は、社会的分業の総括を含むかどうか、という論争は、日本において、1960年代前半における国家独占資本主義論争の一つの焦点であった⁸⁾。この論争は、資本主義における分業の発展が工場内における資本の権威の発展と反比例して、社会的無政府性がよりつよく擁護され、経済的無政府性の確認としての自由競争の形式的な枠を擁護する点にブルジョア的國家権力の本質はもっとも純粹にあらわれるとする主張によって反

- 7) 島, 前掲書, 第3章, 第1節参照。「いわゆる『租税国家』とは、かかる私有財産制と自由な商品生産の上に確立せられたブルジョア国家のことであり、自らは財産をもたず、生産せず、専ら私有財産所有者の獲得した余剰に依存し、租税をもって大部分の財産収入を調達する国家のことである。」同上, 85ページ。なお、ここにいう私有財産所有者は、地主等、財産所有者だけでなく、経済的には無所有者であるが、賃金、小財産をもつ労働者をふくむし、その場合は余剰でなく、生活資料を購入すべき消費ファンドから国家への移転がおこなわれるものと想定しておく。
- 8) 井汲卓一「国家、独占、国家独占資本主義」上、下、『思想』1960年2、3月号、池上悖「独占的支配と国家セクターの増大」有斐閣「マルクス経済学講座」第3巻, 45ページ。
- 9) 池上悖「『ブルジョア社会の国家形態への総括』とはなにか？」『経済論叢』第97巻第4号(昭41.4)

論され、「経済的無政府性の擁護者としての国家権力」によって⁹⁾、他人の不払労働に対する支配権はもっとも確実に保障されるとされてきた。(ここで経済的無政府性というのは、資本相互間の自由競争、資本と賃労働の自由競争、資本と小生産の自由競争など、経済生活における無政府状態を指し、政治的無政府状態を意味しない。)

もし、この反論が正しいとすれば、物質的富の生産における社会的分業を国家が総括することはありえず、したがって、分業と協業の資本主義的組織化において発展してくる指揮、監督労働を国家が、社会的分業を総括し、発展させる立場からになうことはありえない。

古代国家における大土木工事を国家がになう場合には、古代国家は、社会的分業の総括者としてあらわれたが、資本主義国家は、このような役割をはたすことはできない。たとえ、現代国家が、国有企業や金融統制などにあって指揮監督労働をになうことがあったとしても、それは、社会的分業を総括し、指揮するのではなく、巨大独占体の工場内分業を指揮し、総括しているのであって、その総括は私的な利潤追求に従属せざるをえないことになる。

それでは、国家機構において不生産的階級のおこなう「労働」は一体どのような労働なのであろうか？ 問題を純粋にするために、彼らの機能を単純な統治の機能、すなわち、私有財産制、私的所有と商品生産の形式的な枠を擁護する、という点に限定し、そのための軍隊、警察、官僚機構に問題を集約してしまうことにしよう。彼らの機能は、物質的富を生産する社会的分業のにない手としての工場内における資本家の機能とは区別される。工場内では、これらの資本家の機能は、産業下士官らによってになわれていて、指揮、監督労働であるかぎり、物質的富を生産するという意味でも、剰余価値を生産するという意味でも生産的労働であることはいうまでもない¹⁰⁾。(ここでは物質的富を生産し、剰余価値を生産するという二重の意味をかね備えた労働を生産的労働とよぶことにしよう。)

だが、資本家は、工場内においてすら、この物質的生産をおこなう機能を産

10) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 346. (青木文庫版, 555ページ。)「オーケストラは指揮者を必要とする。指揮、監督及び媒介というこの機能は、資本に従属させられた労働が協業的となるやいなや資本の機能となる。」

業下士官らに代行させるだけではない。資本家はこの機能を代行者たちにならせるとともに、職場秩序を維持し、工場内における資本の専制を維持する機能を同時に代行者に対して期待している。この二つの種類の労働は、一方をにない手として、すなわち、物質的富を生産する労働をにない手として「専制支配のための労働」＝「剰余価値を生産するための労働」が遂行されるために一見すると区別することはむずかしい。むしろ、代行者たちが生産的労働をにないが故にこそ、専制的支配がおおいかくされ、より確実に実行しようという側面が目についてくる¹¹⁾。古代国家の支配者たちが、大土木工事をにないことによつて専制支配を確実にしたのと似たような関係が、資本家の工場のなかで実現される。しかも、工場内の専制支配は、ここでも資本と賃労働の自由競争の秩序の擁護、すなわち、実質的、内実的には、不払労働に対する支配権を「自由競争」「労資対等の契約関係」という形式的平等性の枠の強化を通じて実現しようとするのである。この場合の自由競争は文字通り支配の形式にしかすぎない。この支配の形式としての自由競争の形式的な枠の強化のための労働は、それ自体としては物質的富を生産することができず、労働者の団結権によつて、労資の自由競争の形式がおびやかされ、労働者相互の競争がおびやかされるのを防止するための労働にすぎない。この「専制支配のための労働」を通じて、労働者の相互の自由競争を保証し、労資の「自由競争」を保障することこそ資本主義的所有の本性である他人の不払労働に対する支配権を確立する最も確実な方法なのである。

さて、工場内において、資本家の機能を代行する人々がおこなうこの労働の二重性、——使用価値と価値を生む労働の二面性を反映した物質的富を生産する労働と資本の専制のための労働のこの二重性——こそ、資本主義的統治の最

11) 「彼はいまや、個々の労働者および労働者群そのものを直接的かつ継続的に監督する機能を果たたび、特殊な種類の賃労働者にゆずり渡す」「……経済学者は、この監督労働を生産上の空費に計算する。ところが彼は、資本制的生産様式を考察するにあたっては、共同的労働過程の本性から生ずる限りでの指導という機能を、この過程の資本制的したがって敵対的な性格によって必要とされる限りでの同じ機能と同一視する。」K. Marx, *a. a. O.*, S. 348. (青木文庫版, 第3分冊, 557ページ。)

も単純な型を示している。

ところで、この二重性のうち、資本の専制のための労働としての側面は、物質的富を生産する労働をにない手として、同時に遂行されるとしても、資本家にとっては、剰余価値生産上、絶対に必要ではあるが（そしてその限りでは生産的ともみえるのであるが）、同時に空費であり、この空費の社会的に集中された一つの処理機構を背景にもてば、工場内秩序の維持はより効率的で確実となる。資本主義的生産様式の本姓からしてこの「必要な空費」は一つの集中化され、専門化された支配秩序を要求する。集中化された行財政機構、軍隊、監獄、警察、官僚は、古い社会からうけつがれてのち、このような資本主義的原理によって再編成され、租税国家として完成される。資本の専制のための労働の一部が、国家機構として集中される過程は、旧社会勢力と労働者階級に対するブルジョアジーの闘争が介在する。とくに後者は、資本制的生産の社会的性格の発展に照応して団結権の規模と範囲を拡大するから、資本の専制のための労働もまた大規模に集中されざるをえない。この労働はいまや資本家相互の競争を前提とした彼らの協定をにない、かつ実行する。経済的無政府性は制限されず、助長される。

租税国家においては、もはや、不生産的階級の空費の負担は、資本家階級の財産にだけたよる必要はない。住民の消費ファンドからの再分配によって、資本主義的所有を確実に保障する「私的所有と商品生産、自由競争の形式的な枠」を防衛すれば十分である。徴税権力の集中性はこの点を最も確実に保障する。

空費の集中的処理機構を資本家階級がつくるについて、注目すべきいま一つの点は、「資本の専制支配のための自由競争の形式的な枠」の設定にあたって、営業の秘密のもつ意味についてである。資本主義的生産は、営業の秘密を前提として成りたっているのであるが、労働者階級に対する支配のための労働の一部が、国家の手に集中されると、そのかぎりでは私企業の営業の秘密にかわって行政上の秘密が資本家相互の協定の結果として登場する。

III 不生産的階級と住民の生存競争の組織化

自由競争の形式的な枠を維持するための労働の一部分を国家的に集中し、不生産的階級として確定したうえで、工場内の支配秩序を社会的におしひろげたばあい、その支配の原則が、「自由競争の形式的な枠を通じて他人の不払労働に対する支配権」を確実にすることにあるとすれば、どのような新しい問題が、経済的土台との関係で生ずるであろうか？

工場内における労資の対抗が、資本家の代行者としての産業下士官らと、その他の労働者との対抗を通じて、労働者相互の競争を組織する過程としてあらわれたとすれば、今や資本家階級と労働者階級の対抗関係が、資本家階級の代行者としての不生産的階級と労働者階級との対抗としてあらわれ、不生産的階級によって、労働者階級の生存競争が激化させられ、維持され、拡大される過程としてあらわれる。その直接の契機は、租税そのものであり、不生産的階級の維持費が、古典的租税転嫁論者たちの論証にもかかわらず、純粋な形における大衆課税によってまかなわれるとすれば、労働者階級はその消費ファンドを不生産的階級に提供することによって、彼らの生存のための競争をますます刺戟されることとならざるをえない。簡単化のために不生産的階級がプロレタリア化し、薄給の公務員に転化してゆく傾向をもつと仮定すれば、労働者階級の消費ファンドを住民としての労働者と、公務員としての労働者とのあいだで再分配することによって、相互の生存のための競争がますますはげしくなることはあきらかである。農民や小生産者を導入してきても、この本質に変化はみられないであろうから、この事態を住民と不生産的階級の生存競争の組織化が租税国家そのものの本性からでてくるものとして定式化しておこう。この定式化は、他人の不払労働に対する支配権の確保、合法化が、住民と不生産的階級の生存競争の組織化という方法を通じて私的所有と商品生産の形式的な枠を維持するという形式をとって実現される、ということを示している。ところが、自由競争の形式的な枠は元来、私有財産権と営業の自由を意味するはずである

のに、租税国家においては、ブルジョアジーにとっての営業の自由と私有財産の擁護は、そして、他人の不払労働に対する支配権は、他人の支払労働をも不払労働に転化させ、しかも、不生産的階級と住民との生存競争によって、労働市場における資本の労働力商品購入条件をより有利にすることを通じて実現される。これは、私有財産権と営業の自由の擁護ではない。逆にその侵害であり、破壊であり、安定性の喪失である。ここでは、「自由競争の権利と、その枠」は、資本家階級のためのものであり、労働者階級にとっては自由競争の形式によって、私有財産権を侵害されることは自明である。スミスのみた自己の労働にもとづく所有と徴税権力の矛盾は、実は、資本主義的所有の本性そのものが、透明な形式で表現されていながら、その本性が、不生産的階級の介在によっておおいかくされていたにすぎないのである。科学的財政学が、スミスのもつ限界をふみこえて、政治と経済、あるいは、国民経済と財務行政の矛盾にたちいるにあたって、資本主義的所有の本質と、工場内における資本家の機能の労働者による代行の問題に着目せざるをえなかったのはまさにこのためである。

租税国家の本質をこのようにつかんだ上で、資本主義的統治の物質的基礎としての租税に着目すると、租税は経費との関連において、階級的秩序を維持するだけでなく、租税そのものとして階級的秩序の反映であり、それを維持する機能をもっていることがわかる。その中味は、資本家階級の機能を労働者階級の一部分にならせつつ労働者階級の消費ファンドを再分配させ相互の生存競争を組織することであった。この土台の上で、住民すべてが、資本家階級の組織する生存競争の秩序にしたがって、競争させられる。資本は、その資本相互の競争の秩序を労働者に強制して、労働市場における優位を確実なものとする。

エンゲルスは、「イギリスにおける労働者階級の状態」のなかで、資本相互の競争と労働者相互の競争にふれてつぎのように述べた。

「競争は、近代ブルジョア社会において支配的な万人の万人にたいするたたかいのもっとも完全な表現である。このたたかい、生活のための、生存のため

の、あらゆるものたたかい、したがってまたいざとなれば生死をかけるたたかいは、ただ社会のいろいろな階級のあいだでおこなわれているだけでなく、これらの階級のひとりひとりの成員のあいだでもおこなわれている。」¹²⁾

労働者階級のあいだにもち込まれた「生存競争」が資本主義的統治のうちに、その法的、行政的表現を「団結、結社の禁止」のうちに見出すのは決して偶然ではない。この行政目標こそは、単なる行政の無力、自由競争の容認から、「自由競争の形式的な枠」の擁護へとむかう場合の典型的な階級性格を表現している。団結権の発展による労働者相互の生存競争の抑制は、同時に、資本家階級の営業の自由権と自由競争の形式的な枠にたいする公然とした挑戦であった。標準労働日の設定が、あきらかに示したように、労働日の決定権という資本家階級にとっての営業の自由権は、労働者階級の社会的統制の前に屈して10時間や、8時間に制限され、資本家階級にとっての営業の自由権、自由競争の形式的な枠そのものの制限と、労働者階級の生活時間の拡大、生存競争の抑制、市民的自由の拡大が併行してすすみはじめる。だがこの「制限」も、部分的にとどまるかぎり、この部分的制限の前提の上で、相かわらず、「自由競争の形式」は強力に作用し、例えば、大資本と中小資本が、同じ労働日の土俵の上で「平等」にあらそえば、中小資本は労働日の延長という競争手段をうしなうて、その没落をはやめてゆく。労働者階級の増大と生存競争はこの側面からはますますつよめられる。

それにもかかわらず、労働日の法的制限は新しいタイプの不生産的階級を生みおとす。それは労働者階級の権利を守るべく、民主主義的な住民自治の力、労働者の生存競争の抑制と団結力を反映した工場検査官や、教育や民生をになう公務員である。さらに、租税政策の面においても、公金の少数の富者による占有ではなく、逆に、少数の富者に税を課して、彼らの営業の自由権を制限するうごきすらがのちにはあらわれてくる¹³⁾。営業の自由を大資本に対して擁護

12) エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」全集第2巻、306ページ。

13) 広田司朗「ドイツ社会民主党と財政政策」有斐閣、1962年、第2部、ドイツ社会民主党の財政思想、参照。

するのではなく、大資本の営業の自由に対する制限を志向する傾向が育ちはじめると、生存競争の組織化にかわって、大資本の営業の自由に対する制限を求める力が、住民の行政に対する民主主義的統制の結果としてめばえてくる。生存競争を克服する度合いにつれて、不生産的階級と租税の性格に一定の限度内で変化がおり、他人の不払労働に対する支配権を保障するかぎりでの営業の自由に対して統制を加える緒口が成長してくるのである。

いずれにせよ、不生産的階級と住民との生存競争の組織化によって、住民相互の競争を維持し、労働市場における立場を有利に導こうとする資本主義国家財政の本質をここでは再確認しておくにとどめよう。この意味において、不生産的階級と住民の生存競争の組織化は、租税国家論と財政学の基礎範疇なのである。

IV 不生産的階級による工場内分業への規定性

K・マルクスによるR・マルサスの批判は、彼の理論の前提は、住民の大衆課税が国家の不生産的階級維持にむけられているというのではなく、単なる不生産的階級の消費の問題をとりあつかっているにすぎないという限定のもとにあるにもかかわらず、マルサス主義の階級的性格を生存競争の擁護と不生産的階級の擁護という二つの点において、するどくとらえている。「剰余価値学説史」の第19章でマルクスはいう。

「マルサスもまた資本主義的生産の最大可能と自由な発展を欲しているが、それは、ただ、この主要な担い手である労働者階級の窮乏がこれの発展の条件であるかぎりにおいてであり、しかも資本主義的生産は、同時に貴族と国家や教会におけるその支持者たちとの『消費欲望』に適合しなければならないし、また同時に封建制度や絶対王制から継承された利害の代表者たちの時代遅れな諸要求にも物質的基礎として役立たなければならないのである。」¹⁴⁾

14) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*. 岡崎次郎、時永淑訳「剰余価値学説史」国民文庫版第7分冊、87-88ページ。

貧困の擁護、救貧法に対する反対、そして、不生産的階級の擁護の意味するところは、租税国家の本質を考察した現段階では、その階級的意義は自明なようにみえる。人口法則と有効需要論は、ブルジョア的秩序を保守的雰囲気のみで発展させる上で、欠くことのできない理論的武器であり、核心であった。そして「高価な政府」論が現代財政論の基礎理論として登場するとき、例えば、ケインズ財政理論のみで、マルサス主義は新しい形態のもとで再現されるのである。ケインズは、有効需要論をマルサスから引きつぐとともに、一方で完全雇用政策を唱えつつ、他方で、労働者にインフレーションをあたえて貯蓄の不可能性を保障し、労働力の流動化と、新しい次元での生存競争の組織化を実行させた。貧困の形態は変化したがる、生存競争の激化という点では同じ結果をもたらされた。

だが、ケインズ主義に議論を移そうとすれば、前節でのべた基本傾向に対して、独占資本主義と国家独占資本主義がいかなる展開をあたえてきたかに注目しなければならない。

独占資本主義は、私的所有と商品生産の土台の上での独占によって、他人の不払労働に対する支配権をきわめて高い水準に引きあげた。独占価格、金融的支配、参与制度、創業利得、貸借対照表の綱渡り、官吏の買収、土地投機、資本輸出等々は、いずれも、自由競争の形式的な枠をつよめて、独占体の支配力を確実にする手段であった。例えば、独占的価格協定の下での巨大独占体と中小企業の「自由競争」は文字通り「競争ではなくしめ殺し」の形態として「自由競争」という形式がつかわれているにすぎないことを示している。また、参与制度による親会社の子会社支配は、株の自由な売買という私的所有と商品生産の一般的な枠が、持株による子会社支配の形式に転化したことを示している。

子会社支配だけでなく、官吏の買収にしても、職業選択の自由という形式を用いる限り、官庁から会社への転職を阻止することはできないであろう。独占は、他人の支払労働に対する支払権を私的所有と商品生産の形式的な枠を維持することによってつよめ、発展させた。

この前提の上で、国家的独占が、他人の不払労働に対する支配権を拡大する形式として登場してくる。レーニンも、周知のように国家的独占を金融寡頭制の支配下にあり、かつ、独占体の破産救済の一形式として描きだしているが、このような性格を前提した上での国家的独占は、私的大企業による公金の私物化の——公金の私的占有の形態として把握されてくる。公金の私的占有による他人の不払労働の支配権——これが国家的独占の本質であるとすれば、これによって、現代国家は、不生産的階級による住民相互の生存競争の組織化の手段としてどのような展開をとげるであろうか？

租税国家が大衆の課税によって「自由競争の形式的な枠」を維持するための経費を支出したことは、内容からいえば、労働者に支払われた労賃を、資本家の秩序維持のための機能つまり不払労働として労働者に対立するものに転化させる過程であった。したがって、これとても、あきらかに公金の私的占有である。しかし、この私的占有は、資本家階級総体によっておこなわれる形式をとり、資本家に平等な競争条件をあたえて、より大きな資本を相対的に優位にみちびくという形式における公金の私的占有であった。総資本家による階級的占有ともいうべき手続きをふんだ上で結果として、相対的に大きな資本の優位を保障するものであった¹⁵⁾。しかるに、国家的独占のばあいは破産した私的独占そのものが、破産を救済される、というのであるから、ここでは、独占体の力に^レ応じた公金に対する支配力が問題となる。しかも、この支配力は、総資本家の利益という形式を踏めば踏むほど、より確実となる。この場合、独占的企業の破産救済は、例えば、鉄鋼業のように社会的分業の一環になっている会社のばあいには、生産的労働者を国家が雇用することになるが、このことは、国家の本質を何ら変化させない。むしろ変化をうけるのは、物質的富を生産する労働者そのものであって、彼らは物質的富を生産する労働者でありながら、指揮労働者だけでなくその企業の労働者全体が、私的所有と商品生産の形式的な

15) 池上惇、重森暁「国家独占資本主義と管理経済」経済、第100号、1972年7月における自由競争と独占の関連についての指摘を参照。

枠を維持する不生産的階級の機能をあわせてになわされる。国営企業におけるストライキや団結権の制限、公益の名による労働基本権の侵害、独立採算制による価格統制、交通関係にしばしばあらわれる料金をめぐっての公務員と住民の生存競争の組織化、これらは、物質的富を生産する労働者が、不生産的階級の規定性をつよくうけざるをえないことを物語っている。

さらに、銀行業における国家的独占のばあいには、本来の流通費をになっている簿記や記帳の労働が、不生産的階級の規定性をつよくうけるようになる。行財政組織の合理化や集中管理、そして、住民に対する「効率的な」管理体制、家計の掌握、情報、統計の独占、そして、これらが、公務員と住民の生存競争をますます大規模に整備してゆくことこそ注目されねばならない。国家独占資本主義は、一方では、不生産的階級の規定性を産業や銀行の破産救済を機会にますます大規模に拡大し、他方では、生産的労働や、社会的分業を媒介する流通過程の労働をますます国家機構に引き入れることによって、住民の民主主義的統制の拡大が、権力機構の中枢部にせまりうる条件を整備しつつ発展してゆく。したがって、他人の不払労働に対する支配権の最高度の発展が、公金の私的占有を住民と公務員が共同で阻止しうる条件を整備しながら展開しているのである。みずからを否定する契機を成長させることなしには、資本主義的所有は発展しえない。ここに、不生産的階級になわられた生存競争組織化の限界と帰結が示されている。

V お わ り に

最近、公共経済学の抬頭を機会に、応益原則の復活が主張されている。租税はワンセットになった公共サービスの対価であり、租税と公共サービスの架橋と、住民によるいくつかのケースからの選択が新しい民主主義過程の財政学であると主張されている。租税と公共サービスを等価交換にみても、一般的商品流通の法則内部に政府部門を密閉しようとする試みは、スミスですら認識していた政治と経済の矛盾、具体的には不生産的階級の存在そのものを経済理論上

から抹殺してしまう結果とならざるをえない。だが、このような調和論を批判してきた科学的財政学の側においても、不生産的階級の機能を資本主義的生産様式における労働、とくに、資本家の指揮、監督労働とその代行者の労働における「二重性」としてとらえ、その集中的な管理機能を考察するという手続きを欠いたために¹⁶⁾、不生産的階級論により深く立ちいることができなかった。さらに、このような方向がでにくかったわけは、自己の労働にもとづく所有の論理の上にくみだてられた古典派の財政論を、他人の不払労働の支配にもとづく所有の論理の立場から発展させることが不十分であったことと深く関連している。

他人の不払労働の支配にもとづく所有は、自由競争の形式的な枠を維持する資本家の機能によって保障されており、この保障のための労働こそ、不生産的階級の本質である。そこで、この労働は資本家階級にとっての必要な空費であるにもかかわらず、その空費の負担を労働者階級に転嫁し、この転嫁によって、支払労働をすら、不払労働に転化させ、「自由競争を擁護する形式」は、資本家階級にとっての営業の自由、労働者に対しては、財産と営業権の侵害であったこと、等々があきらかになった。不生産的階級による住民の生存競争の組織化、資本家階級の公金の占有と営業の自由の法認、ここに資本主義財政は、その出発点を見出すのである。生存競争の組織化に対抗するものとしての団結権と、不生産的階級に対する民主主義的統制の手がかりがえられ、資本主義的所有の国家的独占への展開のなかで、物質的富の生産をになう労働と流通をになう労働の不生産的階級との結合によって、この統制の手がかりはますます急速に発展すること、以上が、財政理論展開の背景であり、概観である。

16) 資本主義的管理上の「空費」を私的企業と国家とのあいだにどのように分担すべきかについては、議論すべき問題を含むが、別の機会に論及したい。